

平成 30 年度

男 鹿 市 公 営 企 業 会 計  
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

男 鹿 市 監 査 委 員

監 第 20 号  
令和元年7月16日

男鹿市長 菅 原 広 二 様

男鹿市監査委員 鈴木 誠

男鹿市監査委員 米 谷 勝

平成30年度男鹿市公営企業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、平成30年度男鹿市公営企業会計の資金不足比率の算定に関する書類を審査したので、結果について次のとおり意見を提出します。

# 平成30年度男鹿市公営企業会計資金不足比率審査意見

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

## 1 審査の対象

各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

令和元年7月3日から令和元年7月12日まで

## 3 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

(算定の基礎となる事項を記載した書類)

- 決算書
- 決算審査資料
- 地方公営企業決算の状況 (決算統計)
- 資金不足額等計算様式

## 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

各公営企業会計の資金不足比率は、次のとおりである。

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
男鹿みなと市民病院事業会計	1.4%	20.0%
男鹿市上水道事業会計	—	
男鹿市ガス事業会計	—	
男鹿市下水道事業会計	—	
男鹿市農業集落排水事業会計	—	
男鹿市漁業集落排水事業会計	—	

注1 資金不足比率が発生していない会計は「—」と表示している。

注2 経営健全化基準以上となった場合には、経営状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標とした経営健全化計画を定めなければならないとされている。